

新自由主義的教育改革におけるアカウンタビリティの両義性

—No Child Left Behind (NCLB) 法に着目して

小玉 重夫

(お茶の水女子大学大学院人間文化研究科助教授)

1. はじめに

昨年(2004年)末に、二つの国際学力調査の結果が公表されて以降、日本でも文部科学省をはじめ学力問題への関心が急浮上し、にわかに議論が高まりを見せている。1990年代の「ゆとり教育」や「総合的な学習の時間」によって特徴づけられる学習指導要領の改革路線に対しても、批判や見なおしの動きが顕著である。

このような子ども中心か学問中心か、学び中心か教え中心かという対立は、従来から幾度となく繰り返されてきた論争ではあるが(小玉 2003)、今日の学力論争には、これまでには見られなかった新しい特徴がある。それは、個々の学校がアカウンタビリティ(説明責任)を果たすことと密接にリンクした形で、市場原理に重きをおく新自由主義的教育改革思想の文脈に学力評価の問題が位置づけられ、議論されているという点である。このような、個々の学校が果たすアカウンタビリティ(説明責任)と市場原理を中核とする新自由主義的教育改革思想の文脈に学力評価の問題を位置づけた典型例として、アメリカの「一人の子どもも落ちこぼさない(置き去りにしない)法律」(No Child Left Behind Act)を挙げることができる。

ブッシュ政権は、2001年に初等中等教育法を改正する「一人の子どもも落ちこぼさない(置き去りにしない)法律」(No Child Left Behind Act、以下、NCLB法と表記することとする)を提出し、2002年1月に連邦議会を通過した(United States

Congress 2002)¹⁾。この法律は、全米の公立学校で各州が定める学力テストを実施し、2014年までにすべての生徒が州が定める基準に到達することをめざすものである。各学校ごとのテストの結果は公開され、そのスコアが州で定める基準に達しない学校に対しては、生徒の転校、教職員の入れ替え、運営主体の転換などのサンクション(制裁)が課される。つまり、この法律では各学校のアカウンタビリティ(説明責任)を、一定の基準を満たすテストの結果を出すこととしてとらえている。

ブッシュ政権はこの法律に基づいて各州にアカウンタビリティ・プランの提出を求め、2003年度からそれによる学校評価が全米で始まった。NCLB法の実施は全米の公立学校改革に無視し得ない大きな影響をおよぼしつつある。

NCLB法はブッシュ大統領が知事を務めていた時代のテキサス州ヒューストンの教育改革をモデルに立案されたものだともいわれ、その学校評価の手法やアカウンタビリティのとらえ方に対しては法案審議の段階から強い批判、論争があった(Valencia et al. 2001)。その論争はいまも継続中である(Peterson and West 2003)。

だが、この法律の名称となった「一人の子どもも落ちこぼさない(置き去りにしない)」というスローガンが、教育改革の前面に躍り出てきた政治的文脈やその思想史的背景については、必ずしも十分な検討が行われているとはいえない。

そこで本稿では、NCLB法をポスト福祉国家段階における公教育の構造変容の一環として位置づ

け、その背後にある政治的な文脈を明らかにしたい²⁾。その際、具体的な手法としては、ミネソタ州ミネアポリス市におけるNCLB法の実施過程に注目する³⁾。以上の作業を通じて、NCLB法の背後にある思想的文脈を明らかにし、新自由主義的教育改革におけるアカウンタビリティの問題が日本を含む今日の公教育改革においていかなる含意を有するののかについて検討を行いたい。

2. ミネアポリス市の学校選択制

(1) 政治的背景と教育改革の歴史

ミネソタ州の最大学区であるミネアポリス市は、隣接する州都セントポールとともに、州の政治経済の中心都市である。ミネソタ州は元来、民主党の拠点とされ、ヒューバート・ハンフリーやユージン・マッカーシー、ウォルター・モンデルといった歴代の副大統領、大統領候補を輩出してきた(Delton 2002)⁴⁾。なかでも、ミネアポリス市はもっとも民主党の強い地域といわれ、たとえば、2002年の中間選挙では公選制をとっているミネアポリス市教育委員会も改選の対象となり、改選数4に対して、民主党推薦の4人と政党の推薦をうけない8人の計12人が立候補したが、政教分離が争点の一つとなったにもかかわらず、結果は民主党推薦の4人全員が、上位を占めて当選を果たした。

以上のような政治状況のもと、ミネソタ州およびミネアポリスの教育改革は、1990年代までは、おおむね民主党主導で進められてきた。たとえば、従来、必ずしも注目されてこなかった点であるが、1991年に全米初のチャータースクール法を制定したミネソタ州において、その立法化を推進した州議会のアンバー・ライクゴット議員(当時)は民主党であり、また、チャータースクール創設を理論的にささえたミネソタ大学ハンフリー公共政策研究所も、同研究所内学校改革センターのジョー・ネイサン、民主主義とシティズンシップのセンターのハリー・ポイトを含め、リベラル色の比較的強い研究機関である⁵⁾。

ミネアポリス市教育委員のジュディ・ファーマ

ー⁶⁾によれば、チャータースクール法を準備する基盤は1980年代の民主党のパーピッチ知事の時代につくられたという。パーピッチ知事はその任期中に、二つの大規模な教育改革を行った。一つは学校選択制を州全体におよぼすオープン・エンrollmentの導入、もう一つは高校生に大学の授業をとることを可能にさせるポスト・セカンダリーオプションプログラムの実施である。これらはいずれも公教育のそれまでの規制を大幅に改革する意味をもつもので、その延長線上に、1991年のチャータースクール法の制定があったという⁷⁾。

(2) 学校選択制とアカウンタビリティの特徴

ミネアポリス市の学校選択制は、州のオープン・エンrollmentに先立つ、1970年代以来の歴史をもち、現行の制度は、学区内の公立学校を53のエリアに分け、各エリアごとに複数の公立学校から希望する学校を保護者と児童生徒が選べるという制度である。その際に、学校を選ぶためのスクール・フェアが、入学の前年の11月に開催される。そこで、各学校がそれぞれ自校のブースを設けて自分たちの学校を宣伝、紹介する。このスクール・フェアで教育委員会発行のパンフレットが配布される。

このパンフレットには、学校名が並び、そこに各学校ごとの「スクール・アチーブメントデータ」と呼ばれる学校評価点が記されている(Minneapolis Public Schools 2002a: 43)⁸⁾。あわせて、各学校ごとの貧困家庭の比率と、英語を第一言語にしない児童生徒の比率が記載されている。

したがって、学校の評価点は単純には比較されず、各学校に在学する児童生徒の階層性、貧困家庭の比率や、英語を第一言語にしない児童生徒の比率との関係のなかで評価されることとなる。ここでは、学校評価は必ずしも点数だけの評価にはならず、たとえば貧困家庭の比率が高い、あるいは英語を第一言語にしない児童生徒の比率が高いにもかかわらず、ある一定の学校評価点を確保すれば、「ハンディを克服(Beat the Odds)した学校」として、貧困家庭の比率が低い学校よりも相

対的に高い学校評価が得られる⁹⁾。このように、民族的アイデンティティや階層性とリンクした学校評価が行われており、保護者や子どもたちも、そういったことを基準、参考にして学校を選ぶので、点数が高いから人気があるということには必ずしもならない側面がある。

また、チャータースクールについては、独立した公立学校として、教育委員会の規制外におかれているため、学区やエリアにかかわらず自由に選択できる学校とされている。ミネアポリスの場合、チャータースクールは主としてマイノリティや貧困家庭、特別なニーズを有する児童生徒のための教育に固有にこたえるための学校として運営されている場合が多い。ミネソタ州全体でも、たとえば小学校3年生の場合、在校生に占める低所得家庭児童の比率はチャータースクールが63%に対し非チャータースクールは30%、また、マイノリティの比率は、チャータースクール61%に対し非チャータースクール18%と、チャータースクールが圧倒的にマイノリティや低所得者層のための学校であることを示すデータがある (Nathan and Boyd 2003: 353)¹⁰⁾。

以上のように、ミネアポリスやミネソタの公立学校選択制とチャータースクールは、マイノリティや低所得者層に対する固有の教育ニーズにこたえるための制度として運用、機能している側面が非常に強い。その際特に、それぞれの民族的なアイデンティティや社会階層の差異を承認し、そうしたアイデンティティや階層の差異によって教育上の課題やその困難性、それを克服していく方法論や教育理念にも違いがあるという点を、学校評価、教育評価の前提に据えている点に特徴がある。したがって学校のアカウンタビリティ (説明責任) は、差異の存在を前提とした多様な評価軸によって構成されることになる。

アメリカでは、1960年代の民主党を中心とした福祉国家的平等化政策が1980年代に共和党の新保守主義 (新自由主義) から批判され、1990年代以降はチャータースクールに象徴されるような、両者の理念が融合した「第三の道」の路線が台頭してきている (Giddens 1998; Finn et al. 2000)。問

題は、そこでの「第三の道」が、いかなる意味で、福祉国家的平等と市場的自由、あるいは教育の格差是正と質的向上という、従来対立的に位置づけられてきた二つの課題を統合しうるのかという点にある。

ここで見てきたミネソタやミネアポリスの学校選択制は、さまざまな問題点を含みながらも、ポスト福祉国家段階としての「第三の道」におけるこれら二つの課題を、階層や民族的アイデンティティの差異の承認と、それに基づく多様な学校評価を可能にする学校選択と学校創設の自由の保証という形で、統合しようとするものであったといえることができる。

3. NCLB法の実施と アカウンタビリティの変容

(1) ブッシュ政権とNCLB法

冒頭で述べたように、ブッシュ政権は2002年にNCLB法を通過させ、この法律に基づいて各州にアカウンタビリティ・プランの提出を求めた。ミネソタでも、2003年度からそれによる学校評価がはじまっている¹¹⁾。NCLB法は、すべての公立学校において学力テストを実施し、2014年までにすべての児童生徒が州が定める基準点に到達することをめざすものであり、同法の実施によって、前節で述べたようなミネソタ州およびミネアポリスの学校評価、アカウンタビリティのあり方が、実質的に大きく変わろうとしていることが明らかになりつつある。

NCLB法の骨子については、2003年6月に行われたブッシュ大統領の演説に端的に示されているので、その一部を引用しておきたい。

「NCLB法制定の核心にあるのは、すべての子どもが早い時期から基礎学力 (basics) をテストされなければならないという点です。なぜなら、テストによって、子どもたちが何を学び、どこでつまづいているかを知ることができるからです。また、生徒たちが基礎学力を向上させるためには、それを可能にする科学的に立証された教授法を、教師が身につけるようにしなければなりません。

そして、もし基礎学力が保障されず子どもたちの学力が基準に到達できない場合には、学校はそれに対して説明責任を負わなければなりません。結果を出さなければならず、結果を出せない学校が現状に甘んじることはゆるされないのです。……(途中略)……学校は、テストの結果を人種や生育環境を同じくするグループごとに分けて、グループごとの数値化を行わなければなりません。そうすることによって、すべてのグループの子どもたちの学びが保障されるからです。これらの結果については、すべての学校が、親と市民に対して公表しなければなりません。それによって、どの学校が成功し、どの学校が成功していないかを知ることができるでしょう。」(Bush 2003)

この大統領演説にあるように、NCLB法の骨子をなすのは、以下の四点であるということが出来る。第一に、テストで基礎学力を測定すること、第二に、テストの結果は人種や生育環境を同じくするグループごとに分けて数値化されること、第三に、その結果に対して各学校はアカウントビリティ(説明責任)を負うこと、そして第四に、教職員の質を維持し、向上させることである。

本稿の主題との関連では、特に、第一から第三の点が問題となる。そこで、以下では、その点について、ミネソタではどのような実施がなされているかを見ていくことにしたい。

(2) ミネソタ州におけるNCLB法の実施

第一の基礎学力の測定についてであるが、ミネソタ州では当面、これまでも州の統一テストとして、毎年実施してきたMCAテスト(Minnesota Comprehensive Assessment Test)を用いる。そしてこのMCAテストで1420点が合格基準点として設定される。また、テストの点数だけでなく、テストを受験した生徒の出席率も評価の対象となり、95%以上の生徒の受験が必要とされる。

第二の、テスト結果が人種や生育環境を同じくするグループごとに分けて数値化されるという点については、全校生徒が、白人(Whites)、黒人(Blacks)、アジア系(Asians)、インディアン

(American Indians)、ヒスパニック(Hispanics)、特殊教育(Special education)、低所得者層(Low-income)、英語を第一言語にしない児童生徒(Limited English skills)の8つのサブグループに分けられる。

各学校に特殊教育については40人以上、他のサブグループについては20人以上該当者がいれば、サブグループとしての数値化がなされる。そして、すべてのサブグループごとに、上記第一の点で述べた基準が等しく適用される¹²⁾。

第三のアカウントビリティについては、各学校はサブグループごとにテストの点数と出席率を公表しなければならない。2014年までに、すべてのサブグループで100%の児童生徒が合格基準点(1420点)をクリアすることが求められ、そのための「毎年ごとの達成基準(Adequate Yearly Progress, 以下、AYPと略記する)」が定められる。したがって各学校はこの「毎年ごとの達成基準(AYP)」をクリアし続けることによって、2014年に全児童生徒が合格基準点をクリアすることを求められる。AYP達成のためには、所定の点数をクリアするだけでなく、95%以上の児童生徒が出席していることが必要とされる。

このAYPを達成できない学校については、達成できなかった回数に応じて、サンクション(制裁)が課される。初回については、「改善を要する学校」としてリストアップされ、学校改善計画の提出を求められる。2年連続でAYPを達成できない場合には、初等中等教育法タイトル1に基づき連邦政府から援助を受けている学校に対し、学校選択のサンクションが課せられ、他校への転校が認められる。3年連続でAYPを達成できない場合は、学校選択のサンクションに加えて、基準に達しない学力の生徒に対して教育上の追加サービスが提供される。この教育上の追加サービスの提供者には必ず民間の事業者が含まれなければならない、どの追加サービスを受けるかは親が選択できるものとされる。未達成が4年連続になると、以上のサンクションに加えて、教職員の入れ替え、カリキュラムの刷新等が行われ、5年連続になると、チャータースクールに転換して、学校の運営を民

間の事業者にゆだねるか、州の決定にゆだねるかしなければならない。

以上が、ミネソタ州におけるNCLB法の実施概要である。

4. アカウンタビリティの変容

(1) 「複数性のポリティクス」から

「包含と排除のポリティクス」へ

以上、本稿では2でNCLB法実施以前のミネソタ州およびミネアポリスの学校選択制の展開を、3でNCLB法実施以降の状況を概観した。これらをふまえ、4では、両者における学校評価のあり方を比較し、NCLB法によって学校のアカウンタビリティがどのように変容しつつあるかを検討したい。

筆者はすでに、ポスト福祉国家段階における1990年代の「第三の道」以降、それまで封印されてきたアイデンティティ・ポリティクスが顕在化し、教育の再政治化というべき状況がもたらされつつあること、ミネアポリスの学校選択制やチャータースクールにおいてもそうした問題が顕在化しつつあることを指摘した(小玉 2003: 18)。この点をふまえ、以下では特に、NCLB法の実施によるアカウンタビリティの変容を、教育の再政治化のなかでのポリティクスの変化に注目して検討してみることにした。

2で検討したように、NCLB法実施以前のミネアポリスの学校評価は、民族的なアイデンティティや社会階層の差異を承認し、そうしたアイデンティティや階層の差異によって教育上の課題やその困難性、それを克服していく方法論や教育理念にも違いがあるという点をふまえたものであった。そこでは、様々な問題をはらみながらも、学校のアカウンタビリティ(説明責任)は、差異の存在を前提とした多様な評価軸によって構成されていたということができる。すなわち、福祉国家的平等と市場的自由という二つの課題が、階層や民族的アイデンティティの差異の承認と、それに基づく多様な学校評価を可能にする学校選択と学校創設の自由の保証(チャータースクール)という形

で、まがりなりにも統合されていた。それは、教育の再政治化におけるポリティクスに注目した場合、学校評価の多様性という側面についてみる限り、異質で多様なアイデンティティの共存を志向するという意味での「複数性のポリティクス」としての性格を有していたということができる。

これに対して、NCLB法では、民族的アイデンティティや社会階層の差異にかかわらず、すべてのサブグループが等しく同一の基準点をクリアすることが求められる。つまりそこでは、アイデンティティや階層の差異は、承認の対象ではなく、むしろ克服の対象として位置づけられる。したがって、学校のアカウンタビリティ(説明責任)は、同一の基準をクリアすることに画一化され、学校選択と学校創設の自由の保証(チャータースクール)は、あくまでもそうした画一的な基準をクリアするための制裁手段として位置づけられることになる。

また、NCLB法におけるアカウンタビリティの特徴は、成功していない学校、うまくいっていない学校を公表するという点にある。言い換えれば、基準に到達していない学校、基準値から排除されている学校をあぶり出そうというものである。そして、このように排除されることへの危機感をバネにして目標基準への統合、包含のインセンティブを高めていこうという点に、NCLB法のアカウンタビリティシステムの特徴がある。これは、教育の再政治化におけるポリティクスの性格としてみれば、排除を通じての包含、あるいは「包含と排除のポリティクス」としてとらえることができるのではないだろうか(Agamben 1998: 105-107=2003: 150-152)。

2003年夏には、さっそくNCLB法に基づくMCAテストの結果と、そこでAYPを達成できず「改善を要する」という警告を受けた学校のリストが公表された。警告リストに挙げた学校の一つ、ミネアポリス市内のA小学校は、全体ではAYPをクリアしているが、黒人サブグループと低所得者層サブグループのリーディングの成績がAYPをクリアできなかったために警告の対象となった(Star Tribune紙 2003年8月15日付 p.10)。

ところがこの学校は、前年（2002年）のミネアポリス市の「スクール・アチーブメントデータ」では、貧困家庭率80%、英語を第一言語にしない児童生徒率36%であるにもかかわらず5点満点の3.11点のスコアを獲得したとして、「ハンディを克服（Beat the Odds）した学校」という表彰を得ている（Minneapolis Public Schools 2002b）。つまり、同一の学校が、ミネアポリス市独自の学校評価と、NCLB法による学校評価では、まったく異なる評価を得ているのである。同様の学校はこのほかにも数多く存在する。このことは、ミネアポリス市における学校選択制と公立学校システムが、原理を異にする二つのアカウントビリティシステムの対立、相克のもとにおかれていることを示すものである。

(2) 2004年大統領選とNCLB法

このような「複数性のポリティクス」と「包含と排除のポリティクス」の対立、相克は、冷戦構造下の左右のイデオロギー対立とは異なり、議論の土俵を共有している点に大きな特徴がある。いずれのポリティクスにおいても、位置づけはまったく異なるとはいえ、学校選択とチャータースクールが中心的な役割を果たしている。つまり、両者のポリティクスはともに、ポスト福祉国家段階における「平等」と「自由」の再統合、あるいは、教育の再政治化という議論の土俵を共有しているのである。

この二つのポリティクスの対立、相克はまた、ミネアポリス市に限らず、今日のアメリカ全体の教育改革、学校選択制の背景をなす政治的な文脈を規定している特徴でもある。

NCLB法が、失敗している公立学校をあぶり出すことによる「包含と排除のポリティクス」をその真のねらいとしていることは、先に引用したブッシュ大統領の演説が端的に示している。すなわちそこで彼は、「これらの結果については、すべての学校が、親と市民に対して公表しなければなりません。それによって、どの学校が成功し、どの学校が成功していないかを知ることができるでしょう」と、はっきりと述べている。

これに対して、2004年大統領選挙で対立候補としてブッシュと争った民主党のケリーは、NCLB法の抜本的な見直しを公約に掲げた。特に、学校評価に関しては、「一回だけのテストで学校を評価しない」ことを公約に挙げ、保護者の満足度や卒業率、出席率などを含め、「学校のパフォーマンスをはかる指標を、単なるテストの点数以外にも考慮すべきである」と述べた（Kerry 2004）。

これはミネアポリス市の学校評価システムに近いものであり、その意味では、「複数性のポリティクス」的な性格を有している。ただし、ケリーの場合も、NCLB法の理念それ自体を否定していたわけではないので、同法へのスタンスという点での曖昧さは残るところである。

とはいえ、この「包含と排除」か「複数性」かという論点は、ブッシュ再選で終わった大統領選以後も、公教育のアカウントビリティをいかなるものとしてとらえるかをめぐる両義性として存在し、ポスト福祉国家段階における教育改革の思想文脈を規定しているということができる。

5. むすびにかえて

——シティズンシップの問題

「一人の子どもも落ちこぼさない（置き去りにしない）」というスローガンは、多様なアイデンティティを有する人々を排除せずに受け入れることを国家のたてまえとしてきた多くのアメリカ市民にとって、反対の難しいものである。だが、本稿で明らかにしてきたように、このスローガンの裏には、互いに緊張関係をはらむ二つの政治、すなわち、「複数性のポリティクス」と「包含と排除のポリティクス」の対立、相克がある。

日本でも、一元的メリトクラシーにすべての子どもたちを包含することを前提としてきた戦後の平等主義が問い直されるなかで、同様の対立、相克が顕在化し、学力論争の思想的文脈を強く規定するようになってきている¹³⁾。そしてこの二つのポリティクスの対立、相克は、公教育でどのような市民を育てるのかという、シティズンシップをめぐる対立、相克とも連動している。シティズンシッ

ブ問題が、ポスト福祉国家段階における公教育改革、学校改革の焦点となる一つの理由は、まさにこの点にある（小玉 2003）。

注

- 1) なお、本稿は、小玉（2004）に加筆修正を行ったものである。
- 2) 2004年のプッシュ再選以後も、NCLB法をめぐる状況は流動的であり、その動向については今後もひきつづきさらに検討する機会を持ちたい。
- 3) ミネソタ州は1991年に全米初のチャータースクール法を制定した州として知られるが、アメリカの福祉国家リベラルを主導してきた民主党の拠点州でもあった（Delton 2002）。1990年代以降のミネソタでの教育改革の動きは、リベラル派内部での福祉国家路線に対する見なおし、その組みかえを模索した例として位置づけることができ、その意味で、後述する「第三の道」の先駆的事例と見ることができる。本稿は、アメリカ教育史研究会2003年仙台研究会での報告「学校選択とチャータースクールの政治的文脈——ミネソタ州の場合（中間報告）」（12月25日）のうち、小玉（2003）と重複しない部分について、その後の調査・研究をふまえた補足を行ったものである。本稿の前提をなす部分については、小玉（2003）を参照されたい。
- 4) なお、ミネソタ州の民主党は戦前に労働党と農民党が合流した流れを引きついでおり、今日でもDFL Party（Democratic-Farmer-Labor Party 民主労農党）と名っている。
- 5) ジョー・ネイサン（Joe Nathan）は、ミネソタ大学ハンフリー公共政策研究所で「学校改革センター」を主宰する。ハリー・ボイト（Harry C. Boyte）は同研究所の「民主主義とシティズンシップのセンター」を主宰する。ボイトは、クリントン政権下での「新しいシティズンシップ」の構想立案を主導した人物である（Sirianni and Friedland（2001）およびBarber（2001）、特にその第3章を参照）。ボイトのシティズンシップ論については、さしあたり前掲拙著『シティズンシップの教育思想』を参照。1990年代のクリントン政権下でのシティズンシップをめぐる論争の背景には、福祉国家リベラルの路線をふまえそれを継承しつつ再構成するのか、それとも、福祉国家リベラルの路線を批判しそれとは別の道を追求しようとするのかをめぐる、アメリカリベラリズム内部での理論的な対立があった。前者の例として、マイケル・カツツの著作（Katz 2002）が、また、後者の例としては、ジェフリー・アイザックの著作（Issac 2003）がある。ハリー・ボイトは、後者に近い。以上の点を含めて、クリントン政権下におけるシティズンシップをめぐる議論については、別途あらためて検討する機会を持ちたい。
- 6) ミネアポリス市教育委員会のパンフレット、および2002年選挙の際の選挙運動用パンフレットによれば、ファーマー委員は1979年に教育委員に初当選、1970年以来民主党（DFL Party）に参加し、ミネソタ民主党

- （DFL）のフェミニストコーカスのメンバーであり、1988年の大統領選ではジェシー・ジャクソンの支援に関わっている。筆者は、ファーマー委員と2回面会し、ミネソタおよびミネアポリスの教育改革について聞き取り調査を行った。1回目の面会は2002年12月11日に行われ、学校選択とチャータースクールを中心に教育改革全般について聞いた。2回目の面会は2004年3月26日に行われ、NCLB法の実施状況について聞いた。
- 7) 同様の指摘として、Nathan and Boyd（2003）。
- 8) 同じデータは、Minneapolis Public Schools（2002b）にもある。
- 9) Minneapolis Public Schools（2002b）を参照。
- 10) このことは、チャータースクールがマイノリティによるアイデンティティ・ポリティクスの舞台となりうることを示しており、そのことの持つ積極面と同時に、課題を押さえておくことが重要である。さしあたり、小玉（2003: 17-18）を参照。
- 11) ミネソタ州におけるNCLB法実施過程については、ファーマー教育委員からの聞き取りとOsseo Public SchoolsのSuperintendentであるクリス・リチャードソンのパワーポイントによる講演配布資料（Richardson 2003）による。また、2003年当時ミネアポリスに在住していた土屋由香氏（愛媛大学）からも、資料等の情報を提供していただくことができた。記して謝意を表したい。
- 12) ただし、特殊教育児童生徒については、全児童生徒数の1%に関しては別のテストを課すことが認められ、1%を超える部分については、他の児童生徒と同様のMCAテストが課されるとされている（Richardson 2003: 6）。
- 13) この点については、小玉（2005）を参照されたい。

文献

- 小玉重夫, 2003, 『シティズンシップの教育思想』白澤社。
 ———, 2004, 「ミネソタ州におけるNo Child Left Behind (NCLB) 法の実施とアカウンタビリティの変容」, 大桃敏行『多元文化国家米国における学校の公共性論議に関する史的研究』平成13-15年度科学研究費補助金基盤研究 (B) (1) 研究成果報告書所収。
 ———, 2005, 「グローバリゼーションと教育政策の現在」『情況』2005年7月号, 116-125。
 Agamben, Giorgio, 1998, *Homo Sacer*, Stanford: Stanford University Press. (=2003, 高桑和巳訳『ホモ・サケル』以文社.)
 Barber, Benjamin R., 2001, *The Truth of Power*, New York: W.W. Norton.
 Boyte, Harry Chatten, 2002, “A Different Kind of Politics-John Dewey and the Meaning of Citizenship in the 21st Century,” Paper Prepared for Dewey Lecture, University of Michigan, November 1, 2002.
 Bush, George W., 2003, “Remarks by the President on the No Child Left Behind Act”, The Rose

- Garden, 2003.6.10. (<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2003/06/20030610-4.html>, 2004年3月アクセス)
- Delton, Jennifer A., 2002, *Making Minnesota Liberal*, Minneapolis: University of Minnesota Press.
- Finn, Chester E., Bruno V. Manno, and Greg Vanourek, *Charter Schools in Action*, Princeton: Princeton University Press. (=2001, 高野良一監訳『チャータースクールの胎動』青木書店.)
- Giddens, Anthony, 1998, *The Third Way*, Cambridge: Polity Press. (=1999, 佐和隆光訳『第三の道』日本経済新聞社.)
- Isaac, Jeffrey C., 2003, *The Poverty of progressivism*, Lanham: Rowman & Littlefield.
- Katz, Michael B., 2002, *The Price of Citizenship*, New York: Henry Holt.
- Kerry, John, 2004, "Detailed Plan to Strengthen Public Schools," (<http://www.johnkerry.com/issues/100days/education.html>, 2004年3月アクセス)
- Minneapolis Public Schools, 2002a, *K-8 & Middle School Guide 2003-2004*, Minneapolis: Minneapolis Public Schools.
- , 2002b, *Minneapolis Public Schools Report Card: 2002 Quality Performance*, Minneapolis: Minneapolis Public Schools.
- Nathan, Joe, 1996, *Charter Schools*, San Francisco: Jossey-Bass. (=1997, 大沼安史訳『チャータースクール』一光社.)
- Nathan, Joe, and William L. Boyd, 2003, "Lessons about School Choice From Minnesota", *Phi Delta Kappan*, 84 (5): 350-355.
- Peterson, Paul E. and Martin R. West, 2003, *No Child Left Behind?*, Washington, D.C.: Brookings Institution Press.
- Richardson, Chris, 2003, "Minnesota School Boards Association: No Child Left Behind", August 2003.
- Sirianni, Carmen and Lewis Friedland, 2001, *Civic Innovation in America*, Berkeley: University of California Press.
- United States Congress, 2002, Public Law 107-110-Jan. 8, 2002 "No Child Left Behind Act of 2001," *United States Statutes at Large*, vol.115, Part2, Washington, D.C.: United States Government Printing Office.
- Valencia, Richard R., Angela Valenzuela, Kris Sloan, Douglas E. Foley, 2001, "Let's Treat the Cause, Not the Symptoms," *Phi Delta Kappan*, 83 (4): 318-321, 326.

こだま・しげお お茶の水女子大学大学院人間文化研究科助教授。主な著書『教育改革と公共性——ポウルズ＝ギンタスからハンナ・アレントへ』（東京大学出版会, 1999）。教育学、教育思想専攻。